

## 公害紛争処理制度に関する懇談会（第2回）議事要旨

1. 日 時：平成26年10月29日（水） 13:00～14:50
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 共用1202会議室
3. 出席者：（構成員）  
北村喜宣座長、磯野弥生座長代理、太田匡彦構成員、小島延夫構成員、  
中下裕子構成員、大和陽一郎構成員  
（公害等調整委員会）  
吉村英子委員、駒形健一事務局長、飯島信也事務局次長、  
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

### 4. 議事概要

#### （1）開会

#### （2）自治体の管轄の在り方について

資料1及び資料2に基づき事務局から説明の後、意見交換を行った。  
主な意見は以下のとおり。

#### ○ 地方自治体が裁定を行うことの法的論点について

- ・ 民事紛争について行政が判断を行うことの是非と、行政の中でも地方自治体が判断することの是非という二つの論点が含まれているが、民事に行政が介入する例は他にもあり、収用裁決（損失補償額を巡る当事者訴訟）や特許（通説に従えば特許無効審判に対する訴訟）に見られるような片方当事者に権利を与えたといった行政の関与がないのは確かであるが、公害紛争だからといって厳格に考える必要はないのではないか。
- ・ 公害紛争処理制度の公害等調整委員会における利用者は国民であるが、都道府県が裁定権限を持った際には、それは県民となり、この差異についても留意すべきではないか。

#### ○ 権利救済に係る判断の統一性について

- ・ 判断のばらつきは多少発生しうるだろうが、それは事件ごとに特性があるように、ある程度は許容せざるをえないのではないか。
- ・ 同じ法律に基づき環境規制をしているにもかかわらず、地方自治体ごとに規制内容が微妙に違うことは自治事務である以上当然である。それと同様に考えるならば、判断の統一性についてそこまで問題にする必要はないのではないか。
- ・ 現在の裁定の効力を前提とすれば、執行力がないなど限定的であり、司法権と

の間の憲法上の問題は生じないのではないか。また、この点に鑑み、審級制を採用し中央で解釈を統一する必要もないのではないか。

○ 都道府県における体制整備（法的観点）について

- ・ 名簿方式を採用しても、自治紛争処理委員等を参考に、事件ごとに委員が任命され、事件が終結するまで特段の理由がなければ解任されないということを担保すれば、審査会方式とそれほど差異はないのではないか。名簿方式を排除するのは地方分権の観点から望ましいとはいえない。
- ・ 審査会方式を採用すれば、総会等の開催により委員等が密に連携をとり、ケース研究により力量アップもできるため、裁定を行うためには審査会方式にすべきではないか。
- ・ 裁定機能を与えるのであれば審査会方式にすべきであり、そうでないならば名簿方式でもよいのではないか。
- ・ 審査会を各都道府県に置くという規定となっているが、現行法でも組織の共同設置の検討も可能ではないか。裁定権限の受け皿としての審査会の共同設置を視野に入れると、審査会方式を前提とする方が望ましいのではないか。
- ・ 事件数が少ない都道府県では名簿方式でもよいのではないか。
- ・ 公害等調整委員会は裁定制度導入時に八条機関から三条機関に改組したが、都道府県の審査会についても附属機関から執行機関にする必要性はどれほどあるか。

○ 都道府県における体制整備（人員・調査能力等）について

- ・ 裁定手続を行うに当たっては、事務局に法曹資格者を加えることも検討すべきだが、裁判所書記官に当たる人材の確保も重要ではないか。その一方で、都道府県においてそうした人材を確保することは困難ではないか。
- ・ 法曹資格者を必ず置くこととするのは行き過ぎではないか。都道府県労働委員会のノウハウを活用することなどの方法はないか。
- ・ 事件数の少ない都道府県であっても裁定を行う以上は法曹資格者が必要ではないか。
- ・ 調停に際しても調査等を行っているので、都道府県に裁定権限を移譲したとしても、調査の必要性の有無はそれほど変わらないのではないか。
- ・ 裁定権限と調査能力はあわせて考えるべき論点ではないか。
- ・ 騒音や振動についてだけ移譲するなど、裁定に係る調査費用の多寡によって公害等調整委員会の所管、都道府県公害審査会等の所管と分けざるをえないのではないか。
- ・ 事件数から見てそれほど需要のない都道府県において審査会方式を採用し、事務局に法曹資格者を確保したとしても、あまり意義はないのではないか。

- ・ 裁定権限を移譲するにしても、体制を全ての都道府県に整えさせる必要はないのではないか。
- ・ 事務局の体制整備が困難ならば、裁定権限を付与しない方がよい、ということも念頭に置くべきではないか。

○ 手挙げ方式について

- ・ 自治体が手を挙げる理由としてどのようなものが考えられるか、住民にどのような利益があるのか。
- ・ 裁定権限の移譲について、地域で発生した事件は各自治体において判断を行う方がニーズに合っているのではないかという趣旨であろうが、実際の利用者のニーズを考えなければならない。
- ・ 公正な判断を理念とする裁定において、手挙げ方式を採用することはその理念に不整合なのではないか。取り扱う事件を限定し、全ての都道府県に裁定権限を移譲すべきではないか。

○ その他の公害紛争処理制度に関する論点について

- ・ 責任裁定後、三十日以内に訴訟を提起しなければ、当該裁定と同一の合意が成立したものとみなされるという規定について、行政不服審査法が申立期間を延ばした事等と比較し、この期間は妥当であるか。
- ・ ADR という観点からは、三十日以内という期間は標準とも思える。

(3) 次回の開催日程について

次回の開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

(4) 閉会

以上